

公益社団法人米沢有為会米沢支部

教育・産業功績者表彰規則

(目 的)

第1条 この規則は公益社団法人米沢有為会米沢支部（以下「支部」という）において教育並びに体育振興に尽瘁し、その事績が極めて顕著な者、又は、産業人として地方の発展に寄与した者を表彰するについて必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 功績者として表彰される者は、次の各号の一に該当するものとする。

教育功労者

- (1) 高等学校においては全国各種大会又は競技会において極めて優秀な成績をおさめた生徒並びに指導者
- (2) 中学校においては、全国及び東北の各種大会又は競技会において極めて優秀な成績をおさめた生徒並びに指導者
- (3) 小学校においては、県大会以上の各種大会において極めて優秀な成績をおさめた児童並びに指導者
- (4) その他の教育振興に特段の事績を示し理事会で認めたもの

産業功績者

- (1) 地域産業の振興に尽瘁し、その功労顕著な者、又は発明研究等により産業の発展に寄与したもの
- (2) その他産業の振興に特段の事績を示し、理事会で認めたもの

(表彰者の内申)

第3条 表彰者については、その都度関係首長及び公所長並びに学校長または団体長より別に定めるところにより内申するものとする。

(表彰者の決定)

第4条 表彰者の決定は支部理事会において行うものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は支部総会の折にこれを行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

(記 録)

第7条 表彰の事績は別に定めるところにより記録し、永久に保存するものとする。

附 則

- 1 この規則は昭和46年8月22日より施行する。

改正附則（平成24年1月10日理事会決定）

- 1 改正後のこの規程は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日（平成25年7月1日）から施行する。